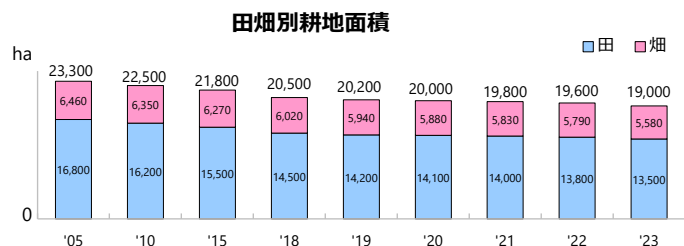


農振法改正による農用地面積目標の柔軟な運用

奈良県における取組

【担当省庁】 農 林 水 産 省

- 本県の可住地面積は、県土の23.1%(面積:全国47位、割合:全国43位)しかなく、限られた土地の有効活用が、重要な課題。
- 本県の耕地面積は、県土の5.1%にあたる19,000haで、減少傾向にあるが、雇用創出につながる地域振興と農業とのバランスを図りながら、地域経済の活性化につながる農地マネジメントに取り組み、農地の有効活用を推進。



- 奈良県独自の取組として、平成30年度(2018年)より、市町村・地元との協定締結の下、高収益作物への転換や担い手への農地集積などを集中的かつ優先的に施策を実施するため、農業振興を図る区域として特定農業振興ゾーンを設定(現9地区)し、農地の有効活用と生産性の向上を図ってきている。

特定農業振興ゾーンの各地区の取組(例)

□ 広陵町寺戸 (H30.9設定) 対象面積3.4ha

生産額(百万円) H30: 12 → R4: 20 **1.6倍** ➡



□ 田原本町八田 (H30.9設定) 対象面積55ha

生産額(百万円) H30: 104 → R4: 121 **1.2倍** ➡



国にお願いすること

今通常国会で成立した「農業振興地域の整備に関する法律」の改正法には、都道府県において確保すべき農用地の面積目標達成に向けた措置の強化が盛り込まれており、都道府県は、市町村から農用地区域からの農用地の除外に係る協議があった場合、当該都道府県の面積目標の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるときに限り同意することができることとされている。

しかしながら、地域振興とのバランスを図りながら農用地面積のみにこだわらず農地の有効活用と生産性の向上に取り組んできた本県において、農用地面積を基準として、市町村からの農用地の除外に係る協議があった場合に県が同意できないことは、今後の農業振興と地域振興のバランスが崩れるおそれがある。

については、

- 1 今後、国が「農用地等の確保等に関する基本指針」等を変更するに当たっては、**地方自治体の意見を十分に聴取した上で、地域の実態を反映したもの**となるようお願いしたい。
- 2 農用地面積目標の取り扱いに当たっては、生産性の向上等を含む地域の実情を踏まえ、**農業振興と地域振興のバランスを図る柔軟な対応が可能となるよう制度設計**をお願いしたい。